

千葉県国際会議開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、国際会議の市内での開催の促進を図り、本市の国際観光の振興及び地域経済の発展に寄与するため、市内で開催される一定の国際会議の主催者に対し、当該国際会議の開催に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際会議 会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展覧会を含む。）であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるものをいう。
- (2) 主催者 千葉県内での開催が決定した場合に当該国際会議の企画・実施を担う事業を行う組織又は団体をいう。
- (3) 会議参加者 国際会議の主催者によって参加者として登録され、国際会議に実際に参加する者をいう。
- (4) 外国人 国際会議の開催日において、日本国外に居住している者をいう。

(補助対象となる国際会議)

第3条 補助金の交付対象とする国際会議は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会議参加者数が100人以上であって、次のいずれかに該当すること。
 - ア 会議参加者数が100人以上300人未満の場合、会議参加者数のうち外国人の参加者数が全参加者数の40パーセント以上であること。
 - イ 会議参加者数が300人以上の場合、会議参加者数のうち外国人の参加者数が120人以上であること。
- (2) 会議の参加国数が5か国以上であること。
- (3) 会議の開催期間が3日以上であること。
- (4) 千葉県の国際会議開催補助金制度の登録を受けていること。
- (5) 市内で開催される国際会議であること。
- (6) 本市の産業、経済、学術、文化又は国際交流のいずれかの振興に寄与するものであること。
- (7) 政治的、宗教的又は専ら営利的な目的を持つ会議でないこと。
- (8) 公序良俗に反するものでないこと。
- (9) 国又は地方公共団体の主催事業でないこと（国又は地方公共団体が他団体と共催する事業であり、かつ財政支出を伴わないもの及び日本学術会議が共同主催する事業を除く。）。

(10) 本市からこの要綱以外の制度に基づく金銭的な補助を受けていない会議であること、又は受ける見込みのない会議であること。

2 前項の規定にかかわらず、公益上その他の理由により、市長が特に必要と認めた国際会議は補助の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が第13条に規定する申請の日から遡及して5年以内に次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会場借上費

(2) 会場設営及び撤去費

(3) 会議用機材借上費（音響・映像及び通訳関連機材に限る）

(4) 前号の機材に係る役務費

(5) 外国人招聘費（渡航費及び宿泊費として支出した経費に限る）

（補助額）

第5条 補助額は、国際会議1件当たり、前条の経費について主催者が実際に負担した額の合計額に100分の50を乗じた額以内とし、会議参加者数に応じて別表第1に定める額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象となった会議の開催に係る決算において利益が生じたときは、補助額は前項に定めるところにより算出した額から当該利益相当額を控除

した額とする。

(登録)

第6条 主催者は、この要綱に定める補助金を受けるためには、補助対象会議として登録を受けなければならない。

(登録申請)

第7条 前条に規定する登録を受けようとする主催者は、千葉県国際会議開催補助金交付要綱に基づき、千葉県から補助対象会議として登録を受けた後速やかに、千葉市国際会議開催補助金登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を付して市長に提出しなければならない。

- (1) 国際会議開催計画の概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 主催者の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (4) 主催者の組織体制に関する書類
- (5) 千葉県国際会議開催補助金の登録を受けたことを証する千葉県が発行した文書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助対象会議の登録決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定による登録を行ったときは、千葉市国際会議開催補助金登録決定通知(様式第2号)により主催者に通知する。

(登録事項の変更)

第9条 前条の規定による通知を受けた主催者は、開催計画の内容を変更(市長が別に定める場合に該当するときに限る。)しようとするときは、千葉市国際会議開催補助金登録変更申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(登録事項の変更承認)

第10条 市長は、前条の規定による千葉市国際会議開催補助金登録変更申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、千葉市国際会議開催補助金登録変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(登録の辞退)

第11条 第8条の規定による通知を受けた主催者が、第6条の規定による登録を辞退しようとするときは、千葉市国際会議開催補助金登録辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第12条 市長は、第6条の規定により登録した国際会議が、第3条に定める要件を満たさないことが明らかになった場合、又は主催者から前条の規定による登録を辞退する旨の届出があった場合には、第6条の規定による登録を抹消するものとする。

(交付の申請)

第13条 主催者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、国際会議が開催される日の30日前までに千葉市国際会議開催補助金交付申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認められるときは、提出期日を繰り下げることができる。

- (1) 国際会議開催計画の概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 主催者の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (4) 主催者の組織体制に関する書類
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第14条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(市長が別に定める場合に該当するときに限る。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(交付決定通知)

第15条 規則第6条の規定による通知は、千葉市国際会議開催補助金交付決定通知(様式第7号)によるものとする。

(変更申請)

第16条 主催者は、第14条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市国際会議開催補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第17条 市長は、前条の規定による千葉市国際会議開催補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、千葉市国際会議開催補助金事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第9号)に

より、速やかに、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第18条 主催者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、国際会議の完了の日から速やかにかつ補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日までに、千葉市国際会議開催補助金実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることができる。

- (1) 国際会議開催実績の概要書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出に係る領収書等支出を証する書類又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第19条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、規則第13条の規定に基づき千葉市国際会議開催補助金額確定通知(様式第11号)により決定した交付金額を通知する。

(交付請求)

第20条 主催者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、千葉市国際会議開催補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国際会議を開催しないとき、又は期限内に国際会議を開催する見込みがないとき。
- (2) 申請事項又は報告事項等において、虚偽又は事実と著しく異なる記載があったとき。
- (3) 規則及びこの要綱に定める事項に違反したとき。

(決定の取消通知)

第22条 前条に規定する取り消しの通知は、千葉市国際会議開催補助金交付決定取消通知書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消したときには、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市補助金返還請求書(様式第14号)により、主催者に求めることができる。

(補助金の経理)

第24条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了の日から起算して10年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(調査)

第25条 市長は、必要があると認める場合は、事業者に対し報告を求め、又は関係帳簿・書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

会議参加者数	限度額
1,200人以上	5,000千円
600人以上1,200人未満	3,750千円
100人以上600人未満	3,000千円

様式第1号（第7条関係）

千葉市国際会議開催補助金登録申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市国際会議開催補助金交付要綱第6条の規定により、補助対象会議の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 会議の名称
- 2 開催日程
- 3 開催場所
- 4 開催計画の概要
国際会議開催計画の概要書（別紙1）のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 収支予算書（別紙2）
 - (2) 主催者の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
 - (3) 主催者の組織体制に関する書類
 - (4) 千葉県国際会議開催補助金の登録を受けたことを証する千葉県が発行した文書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年 月 日

国際会議開催計画の概要書

国際会議の名称	
開催日程	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間
開催場所	会場名： 所在地：
主催者	名称： 住所：
事務局	名称： 住所： 担当者： 電話： E-mail：
開催趣旨	
参加（予定）者数	人（うち外国人 人）
参加（予定）国数	か国
延べ宿泊者数	人 主な宿泊地：
開催経費	総経費： 千円 うち補助対象経費： 千円
エクスカーション等の有無	有 ・ 無 (内容)
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)
開催実績	(前回) 年 月 日 ~ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人（うち外国人 人） (前々回) 年 月 日 ~ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人（うち外国人 人）
備考	

※会議の概要を説明する企画書その他参考資料を添付すること。

(別紙2)

千葉市国際会議開催補助金収支予算書

(単位：円)

収入の部	科目	摘要	金額	備考
	千葉市国際会議開催補助金			
	千葉県国際会議開催補助金			
	その他収入			
	合計			

(単位：円)

支出の部	科目	摘要	金額	備考
	会場借上費			
	会場設営及び撤去費			
	会議用機材借上費			
	会議用機材役務費			
	外国人招へい費			
	その他支出			
	合計			

※ 補助金の交付を受けようとする国際会議に係る収支予算の一切を記載すること。

様式第2号（第8条関係）

千葉県国際会議開催補助金登録決定通知

年 月 日

所在地
主催者名称
代表者職氏名

千葉市長 ⑩

年 月 日付け千葉県国際会議開催補助金登録申請書により申請のあった国際会議開催補助金について、登録を決定しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 会議の名称
- 2 開催日程
- 3 開催場所

この通知を受けた後に、開催計画の内容を変更しようとするときは、千葉県国際会議開催補助金登録変更申請書（様式第3号）により市長に報告してください。

なお、千葉県国際会議開催補助金交付要綱第6条の規定による登録を辞退しようとするときは、千葉県国際会議開催補助金登録辞退届（様式第5号）により市長に提出してください。

補助金の交付を申請しようとするときは、国際会議が開催される30日前までに必要な添付書類を添えて、千葉県国際会議開催補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出してください。なお、登録が決定される日以前に着手した役務等に係る費用は補助金交付の対象外となりますのでご注意ください。

様式第3号（第9条関係）

千葉市国際会議開催補助金登録変更申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で登録決定を受けた国際会議について、千葉市国際会議開催補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 会議の名称

2 変更の内容
(変更前)

(変更後)

3 変更の理由

※変更後の開催計画書、収支予算書等変更内容の詳細が分かる書類を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

千葉市指令 第 号

所在地
主催者名称
代表者職氏名

千葉市国際会議開催補助金登録変更承認通知書

年 月 日付け千葉市国際会議開催補助金登録変更申請書で報告のあった国際会議について、千葉市国際会議開催補助金交付要綱第10条の規定により、変更を承認したので、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

Ⓜ

記

- 1 会議の名称
- 2 変更の内容
(変更前)

(変更後)

様式第5号（第11条関係）

千葉市国際会議開催補助金登録辞退届

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で登録決定を受けた国際会議について、千葉市国際会議開催補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり登録を辞退したく届け出ます。

記

- 1 会議の名称
- 2 辞退の理由

様式第6号（第13条関係）

千葉市国際会議開催補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市国際会議開催補助金を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会議の名称
- 2 開催日程
- 3 補助金交付申請額
- 4 開催計画の概要
国際会議開催計画の概要書（別紙3）のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 収支予算書（別紙4）
 - (2) 主催者の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
 - (3) 主催者の組織体制に関する書類
 - (4) 誓約書（別紙5）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙3)

年 月 日

国際会議開催計画の概要書

国際会議の名称	
開催日程	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間
開催場所	会場名： 所在地：
主催者	名称： 住所：
事務局	名称： 住所： 担当者： 電話： E-mail：
開催趣旨	
参加（予定）者数	人（うち外国人 人）
参加（予定）国数	か国
延べ宿泊者数	人 主な宿泊地：
開催経費	総経費： 千円 うち補助対象経費： 千円
エクスカーション等の有無	有 ・ 無 (内容)
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)
開催実績	(前回) 年 月 日 ~ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人（うち外国人 人） (前々回) 年 月 日 ~ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人（うち外国人 人）
備考	

※会議の概要を説明する企画書その他参考資料を添付すること。

(別紙4)

千葉市国際会議開催補助金収支予算書

(単位：円)

	科目	摘要	金額	備考
収入の部	千葉市国際会議開催補助金			
	千葉県国際会議開催補助金			
	その他収入			
	合計			

(単位：円)

	科目	摘要	金額	備考
支出の部	会場借上費			
	会場設営及び撤去費			
	会議用機材借上費			
	会議用機材役務費			
	外国人招へい費			
	その他支出			
	合計			

※ 補助金の交付を受けようとする国際会議に係る収支予算の一切を記載すること。

(別紙5)

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所 在 地

主 催 者 名 称

代 表 者 職 氏 名

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

補助金の交付を申請した事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉市国際会議開催補助金交付要綱第3条第3項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

様式第7号（第15条関係）

千葉県国際会議開催補助金交付決定通知

年 月 日

所在地

主催者名称

代表者職氏名

千葉市長

年 月 日付け千葉県国際会議開催補助金交付申請書により申請のあった国際会議開催補助金について、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 会議の名称
- 2 開催日程
- 3 補助金交付決定額
- 4 交付の条件
 - (1) 補助事業の内容の変更（市長が別に定める場合に該当するときに限る。）
をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) その他市長が必要と認める条件

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第8号（第16条関係）

千葉市国際会議開催補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった補助事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、千葉市国際会議開催補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 会議名称
- 2 変更（中止・廃止）の内容
(変更前)

(変更後)
- 3 変更（中止・廃止）の理由

※ 変更後の開催計画書、収支予算書等変更内容の詳細がわかる書類を添付すること。

様式第9号（第17条関係）

千葉市指令 第 号

所在地
主催者名称
代表者職氏名

千葉市国際会議開催補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け千葉市国際会議開催補助金事業変更申請書で報告のあった国際会議について、千葉市国際会議開催補助金交付要綱第17条の規定により、変更を承認したので、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

⑩

記

- 1 会議の名称
- 2 変更の内容
(変更前)

(変更後)

様式第10号（第18条関係）

千葉市国際会議開催補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市国際会議開催補助金について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 会議の名称

2 開催日程

3 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額 円

補助事業に要した経費（全体経費） 円

4 開催実績の概要

国際会議開催実績の概要書（別紙6）のとおり

5 添付書類

(1) 収支決算書（別紙7）

(2) その他当該国際会議に関する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(別紙6)

年 月 日

国際会議開催実績の概要書

国際会議の名称	
開催日程	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間
開催場所	会場名： 所在地：
主催者	名称： 住所：
事務局	名称： 住所： 担当者： 電話： E-mail：
会議の内容	
会議の成果	
主要な参加者	
参加者数	人 (うち外国人 人)
参加国数	か国
延べ宿泊者数	人 主な宿泊地：
開催経費	総経費： 千円 うち補助対象経費： 千円
エクスカーション等の有無	有 ・ 無 (内容)
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)
備考	

※ 本書の記載事項を補足するため、開催報告書、参加登録者名簿、プログラム・会議資料等の印刷物、会場図面及び写真等の参考資料を添付すること。

(別紙 7)

千葉市国際会議開催補助金収支決算書

(単位：円)

	科目	摘要	金額	備考
収入の部	千葉市国際会議開催補助金			
	千葉県国際会議開催補助金			
	その他補助金			
	その他収入			
	合計			

(単位：円)

	科目	摘要	金額	備考
支出の部	会場借上費			
	会場設営及び撤去費			
	会議用機材借上費			
	会議用機材役務費			
	外国人招へい費			
	その他支出			
合計				

※ 補助金の交付を受けようとする国際会議に係る収支決算の一切を記載すること。

様式第11号（第19条関係）

千葉県国際会議開催補助金額確定通知

年 月 日

所在地
主催者名称
代表者職氏名

千葉市長 ⑩

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知をした千葉県国際会議開催補助金について、千葉県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金の交付決定額 円

3 補助事業に要する経費 円

4 補助対象経費 円

5 補助率

6 補助金の確定額 円

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第12号（第20条関係）

千葉市国際会議開催補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）

所在地

主催者名称

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市達 第 号で額の確定のあった千葉市国際会議開催補助金について、千葉市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

様式第13号（第22条関係）

千葉市達 第 号

所在地
主催者名称
代表者職氏名

千葉市国際会議開催補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市国際会議開催補助金交付決定の全部（一部）を下記のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

Ⓜ

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

（審査請求等について）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第14号（第23条関係）

千葉県国際会議開催補助金返還請求書

所在地

主催者名称

代表者職氏名

千葉県補助金等交付規則第18条第 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

Ⓜ

記

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| 3 | 補助金の既交付額 | 円 |
| 4 | 返還すべき金額 | 円 |
| 5 | 返還期限 | 年 月 日 |
| 6 | 返還を命ずる理由 | |
| 7 | 返還方法 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。